

「チャレンジスペース」出店要領

1 お申し込みから出店までの流れ

- ① 出店希望月の前々月の末日までに、出店申込書に必要事項をご記入の上、受付窓口へ直接ご提出ください。出店は、市内の事業者及び市民に限ります。
受付窓口：新城市商工政策課（新城市役所2階）
※ 初回の受付は新城市商工政策課ですが、2回目以降は(株)KRフードサービス長篠設楽原パーキングエリア（下り線ショップ内）へご提出ください。
- ② ご提出いただきました書類の内容を市と(株)KRフードサービスで確認し、(株)KRフードサービスから市を経由して申込者に結果（出店の可否等）を通知します。出店が可能と判断された場合は、(株)KRフードサービスと出店者間で出店に係る契約を結んでいただきます。
※ 出店内容の修正をお願いすることがあります。また、出店内容やその修正内容によっては、出店をお断りすることがあります。
※ 結果通知に各種書類等を同封することがあります。提出書類がある場合は、提出期日までにご提出ください。
- ③ 出店日前までに現地で(株)KRフードサービス担当者と打ち合わせをしてください。
- ④ 出店準備開始時及び終了時に、(株)KRフードサービス担当者へ準備開始の連絡・終了報告・売上報告をするとともに、歩合賃料を納入してください。原則、日単位での精算となります。

2 出店に関する注意事項

以下の項目をよくご確認ください。

- 出店期間は、原則1週間以内とします。
- 出店時間は、原則午前10時から午後7時までの間とします。
- 出店場所は、長篠設楽原パーキングエリア（下り線）ショップ内チャレンジスペースとします。
- 営業種目・取扱品目は、出店申込書に記載のあったもので、(株)KRフードサービスが許可したものとします。
- 出店時間中は、出店者による販売員を常駐することとします。
- 販売員は、名札やユニフォームなどを着用してください。
- 出店料は、歩合賃料とします。チャレンジスペース内での販売に限り、売上金額の15パーセントを歩合賃料とします。
- 商品等を販売したときは、レジスターを使用し、事業者名及び連絡先が記載されたレシートを購入者に発行してください。
- 出店後の精算については、売上金額の証明となる集計レシートの提出と、歩合賃料として15パーセントにあたる金額を(株)KRフードサービスへお支払いいただくうえで、出店者分売り上げとして売上金額の85パーセント分の領収書を(株)KRフードサービスあてに発行してください。
- 出店に係る売上金の管理や釣銭の準備は出店者が行ってください。
- 商品等に係るアレルギー表示を掲示してください。
- 火気の使用は禁止とします。
- 電源の使用は原則禁止とします。ただし、レジスター用の電源は使用できます。
- BGM等の音源の使用は禁止とします。
- テナント管理会社担当者の指示に従ってください。
- お客様への強引な販売、チャレンジスペース以外での営業行為は禁止します。
- 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為は禁止します。
- 上記事項を守られない場合や、管理運営に支障があると判断される場合は、出店を中止し退店していただく場合があります。